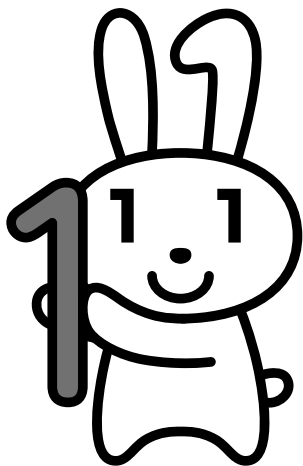


マイナンバー通知カード、発送中です



- 10月から、住民票に記載されている全ての人に、マイナンバー（個人番号）通知カードの発送が始まりました。
お手元に届いた際は、内容を確認し大切に保管してください。
なお、12月中に届かなかった場合は、困市民課までお問い合わせください。
※通知カードを、誤って紛失・廃棄してしまった際の再交付には、1枚あたり500円の手数料がかかります。
- 平成28年1月から、市役所などでの行政手続の際、社会保障・税・災害対策の分野でマイナンバーを利用します。
- マイナンバーを利用する手続においては、窓口でマイナンバーの確認と本人確認を行います。通知カードは、ご自身のマイナンバーを証明する書類として利用できます。ただし、通知カードだけでは本人確認書類としては利用できませんので、別途本人確認書類をご用意いただく必要があります。
- 「個人番号カード」の交付を受けた後は、個人番号カード1枚でマイナンバーの確認と本人確認を行うことができます。

確認しましょう、5つのこと！

<input type="checkbox"/>	①住所確認 現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合、通知カードを確実に受け取れない可能性があります。
<input type="checkbox"/>	②通知カードは簡易書留で届きます 不在連絡票が投函されていた場合は、郵便局にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	③簡易書留の中身を確認しましょう ・マイナンバーの通知カード ・「個人番号カード」の申請書と返信用封筒 ・マイナンバーについての説明書類
<input type="checkbox"/>	④申請しましょう、個人番号カード ・申請方法その1……郵送申請 ・申請方法その2……オンライン申請 ※申請方法の詳細は、通知カードに同封されるパンフレットをご覧ください。 ※個人番号カードの初回の発行手数料は無料です。また、申請は任意であり、強制ではありません。
<input type="checkbox"/>	⑤個人番号カードを受け取りましょう ④で申請いただいた個人番号カードは、平成28年1月以降、困市民課または困住民課の窓口で受け取れます。受け取可能になったら、市から郵便でご案内いたします。

簡易書留（配達員による手渡し）で送付されている通知カード（封筒）

(表)



問合せ▼

通知カード・個人番号カードについて
 困市民課窓口係

(☎内線 1104)

番号制度全般について
 困企画課行革情報統計係

(☎内線 1023)

※通知カード・個人番号カードについては、地方公共団体情報システム機構のホームページ (<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>) でお知らせしております。

コールセンターのご案内

市民の皆さんや民間事業者からの問い合わせに対応するため、マイナンバーコールセンターが開設されています。

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

- 受付時間 平日：午前9時30分～午後10時
土・日曜日、祝日：午前9時30分～午後5時30分（年末年始を除く）
- ナビダイヤルには通話料がかかります。
- 外国語対応（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）は、☎0570-20-0291 におかけください。
- 一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405 におかけください。